

広

市民の生活情報誌

報

あきた



2007秋田わか杉国体まで
あと577日

2006 平成18年

編集発行 秋田市広報課

3月1日号 NO.1620 毎月1日・16日発行

4月スタート 障害者自立支援法

市政 6

市長ほっとコラム~陽春はすぐそこに
除排雪にご意見を
上下水道の広場

市役所からお知らせ

住民異動届をお忘れなく

健康 15

福祉医療費の申請を
秋田市の老人保健医療
育児コーナー

催し 20

情報チャンネルa



定かではありませんが鎌倉時代から続いているとも言われる
“ 檜山かまくら ”。四角い雪の壁と屋根が特徴のかまくらです。



下北手にある身体障害者授産施設・秋田ワイクセンターでは、約70人のかたたちが、軽作業、縫製作業、印刷作業に毎日笑顔でがんばっています(写真は軽作業部門のみなさん)

障害のあるかたがたが、地域で安心して暮らしていける社会の実現をめざして...
障害者自立支援法がスタートします。

4月から障害者自立支援法が施行 障害者を支える 新しい仕組み

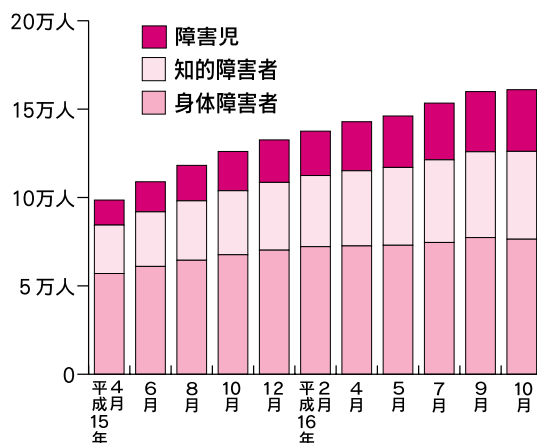
利用者が増加する中で
より確かな安心を実現

障害者福祉サービスは、平成十五年四月、それまでの措置制度(行政がサービスの内容や事業所を決定)から支援費制度(利用者自らが必要な支援を選択し、事業所と契約)に移行し、その後、利用者も急激に増加しています。

そして昨年十月、障害者福祉に関する新しい法律「障害者自立支援法」が制定されました。

この法律は、身体、知的、精神といった障害の種類ごとにあ
る個々の法律の中から、障害者
福祉サービスに関する部分を抜
き出して一つにまとめた、障害
の種類を越えた共通のルールと
なるものです。

全国のホームヘルプ利用者数の推移



このルールに基づき、障害者福祉サービスは、段階的に新しい制度へと変わっていくこととなります。



除雪もみんなで力を合わせて！
(知的障害者通所更生施設ユートピアやまばと)

障害者自立支援法

それぞれの法律からサービスに関わる部分を抜き出し、同じものにした法律です(共通ルール)

身体障害者福祉法

知的障害者福祉法

精神保健福祉法

児童福祉法

障害者福祉の全体像

市町村が実施

自立支援給付 (費用の9割を行政が支給して、残りの1割を利用者に負担してもらいます)

介護給付

居宅介護
行動援護
児童デイサービス
短期入所
重度訪問介護
療養介護
生活介護
重度障害者等包括支援
共同生活介護
施設入所支援
外出介護(※)
障害者デイサービス(※)

障害者・児

訓練等給付

共同生活援助
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援

自立支援医療

障害にかかる公費負担医療
これまでの精神通院医療、更生医療、育成医療

補装具

補聴器
車いす など

地域生活支援事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付・貸与
- 移動支援
- 地域活動支援
- 福祉ホームなど

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成など

県が支援

身体・知的・精神の障害のあるかたが、その障害の種類にかかわらず、必要なサービスを利用しやすくなるよう、障害の程度ごとにあつたサービスを、一つの枠組みにまとめました。

障害の種類によって分かれていたサービスを一本化

新しい制度の四つのポイント

さらに、サービスの選択にあたっては、日中の活動(自立訓練、生活介護など)と、住まいの場(共同生活援助、居宅介護など)に分けた利用のしかたも可能になります。

支給の決定を透明・明確に

サービスは、左図のように、介護給付、訓練等給付など、「自立支援給付」という形で受ける

こととなります。これらを支給を決めるにあたっては、客観性、透明性の確保に重点を置きます。客観的な尺度である障害程度区分を認定する際には、百六の項目について調査を行うほか、審査会を開いて医師の意見を聞く機会も設けます。

サービスの利用について、利用者本人からしっかりと意見を聞きながら、一人ひとりに合ったサービスの提供ができるよう努めます。





気になる費用。どう変わる？

障害者を支える

新しい仕組み

費用負担

これまでの費用負担の仕組み(施設利用)

	施設内での人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
身体障害	支援費(所得に応じた負担)		実費負担
知的障害	支援費(所得に応じた負担)		
精神障害	市などが補助(負担なし)	実費負担	

新しい費用負担の仕組み(施設利用)

	施設内での人的サービス	食費・光熱水費	医療費・日常生活費
共通	自立支援給付(利用量に応じた負担) (上限あり)	実費負担 (負担軽減あり)	実費負担

公費負担医療の仕組み

現行

精神通院医療
(精神保健福祉法)

更生医療
(身体障害者福祉法)

育成医療
(児童福祉法)

4月から

自立支援医療

- 支給認定の手続きを共通化
- 利用者負担の仕組みを共通化
→医療費の定率1割負担
→入院時の食費は自己負担
- 指定医療機関制度の導入
→制度の対象となる医療機関を市、または県が指定

共通の料金体系で
1割を自己負担に

これまで障害者福祉サービスの利用者負担額は、障害の種類ごとに違っており、利用者の所得によって決められた金額を負担していた。

ただいまいました。

新しい制度では、どの障害も同じ料金体系となり、所得に加え、サービスの利用量も考えて金額を定めます。そのうえで、九割を公費で負担し、一割を自己負担していただくことになりました。

また、在宅でサービスを利用する場合と施設でサービスを利用する場合のバランスを保つため、施設利用に伴う食費と光熱水費については、利用するかたに負担していただくことになりました。

医療費の仕組みも変わります。これまで、手続きや利用者負担の仕組みが更生医療・育成医療・精神通院医療の三つに分かれていたものが、「自立支援医療」として統一されます。利用者負担は、原則一割負担となり、新たに入院時の食費を負担していただくこと



笑顔が一番！(コートピアやまばと)

になります。

このように、新しい利用者負担の仕組みは、公平性に配慮されたものとなりますが、いずれも低所得のかたに配慮した軽減策が盛り込まれています。

(…負担軽減策は五ページに)

暮らしやすく、働きやすい環境に

障害者のかたの生活や就労の相



利用者負担は、低所得者にも配慮します

月ごとの利用者負担額に上限を設定

障害者福祉サービスの利用者負担額(1割)は、下表のとおり世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

同じ世帯の中で障害者福祉サービスの利用者が複数いる場合や、障害者福祉サービスを利用しているかたが介護保険サービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わりません。

月額負担上限額(実費負担分は除く)

	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税の非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が年間80万円以下	15,000円
低所得2	市町村民税の非課税世帯	24,600円
一般	市町村民税の課税世帯	37,200円

社会福祉法人が行う減免制度の適用

社会福祉法人が提供する通所サービス・入所施設等(20歳未満)・ホームヘルプの各サービスを利用す

る場合、利用者の収入や預貯金などが一定以下であれば、社会福祉法人が行う減免制度の対象となります(平成21年3月まで)。適用を受けると、一つの事業所における月額負担上限額が半分にになります。

入所施設、グループホームの個別減免

入所施設(20歳以上)やグループホームを利用する場合、預貯金の額が350万円以下で、不動産を持っていないかたは、個別減免を受けることができます。

食費などの実費負担分の軽減

入所施設の場合、実費負担の基準額をもとに、低所得者や20歳未満の利用者に対して補足給付が行われるほか、通所施設においては低所得者に対して3分の2が減額されます。(平成21年3月まで)

生活保護への移行を防止

いろいろな負担軽減を行っても、障害者福祉サービスの定率負担や実費負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで、月額負担上限額・食費等実費負担額を引き下げます。

障害者自立支援法による新しい制度のスケジュール

平成18年4月から

新しい利用者負担制度が始まります
居宅サービスにおける介護給付、訓練等給付が始まります
自立支援医療が始まります

平成18年10月から

施設サービスにおける介護給付、訓練等給付が始まります
新しい障害程度区分が始まります
補装具の制度が変わります
相談支援事業が始まります
地域生活支援事業が始まります

問い合わせ

身体・知的障害のあるかた
障害福祉課 (866)2093
精神障害のあるかた
市保健所健康管理課tel(883)1180

和気あいあい！グループホーム・竹飛歩たけとんぼ



談事業、社会参加のための移動支援、日常生活用具の給付、手話通訳者の派遣など、地域で安心して生活していくために必要な支援を強化します。
特に就労に関しては、「就労移行支援」「就労継続支援」として、就労に必要な知識・能力の習得訓練の場を提供していきます。
現在、支援費制度の受給者証をお持ちのかたに、新しい制度の手続きに必要な申請書などをお送りしました。
期限までに手続きをお願いします。

秋田市ホームページで市長の動向や記者会見の内容などをお伝えしています。
<http://www.city.akita.akita.jp/>

市長のほっこりコラム

市長 佐竹敬久



陽春はすぐそこに

市民の皆さんにとって、今年ほど春の訪れを待ちこがれた年はなかったのではないのでしょうか。

一年分の雪が二週間で降ったことになる年末年始の集中豪雪は、いまだ経験したことのないものでした。道路除雪が進まず、多くの市民に不便をおかけし、特に町内会長さんには大変にご難儀をおかけしたことを心苦しく思っております。

私も、一か月間、自分で車を運転しながら市内巡回を続けましたが、今回のことを教訓として、少しでも雪に強い体制を築くため、市役所をあげて取り組むことにしており、いづれ、後日、本広報で今年の大豪雪の総括編を特集したいと思えます。

ところで、除雪経費は特に生活道路の排雪に多額の経費を要したことから通年の六倍ほどになり、今後の雪捨て場等の復旧も加えると、市税の約一割、四十億円を超える市民の血税が水に流れることになりました。市の蓄えである基金をほぼ使い切り、本市の財布は空っぽになりました。

このため、国会議員への要望に加



雪捨て場となった勝平市民グラウンド

え、国の関係省庁に日参し、市町村には適用されない除雪費補助や内陸部と同様の雪対策施策の本市への適用をお願いに回っているしだいです。

さて、雪は今風の若者言葉でいえば「超！大変」でしたが、新年早々、前向きな話題もありました。

存廃問題で大揺れした秋田駅西口の大型店の存続が決まり、また隣のデパートも間もなく新装となります。（通称駅裏の方も今では発展し東口と

呼んでおり、通称駅前には西口と呼ぶことにします。その方がカッコよくありませんか！）

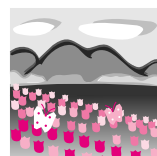
郊外への都市の膨張や大規模商業施設の立地などにより、全国的に中心市街地の空洞化が問題となる中で、国では郊外出店を規制する法律改正を行うことになりました。加えて中心市街地への商業サービスや居住の回帰に対し国の支援を充実する方向で検討が進められております。

本市においても、中心市街地の活性化が重要課題でしたので、今後、民間のかたがたとともにさまざまなプロジェクトに積極的に取り組んでいける環境が整ったこととなります。

また、全国的な景気回復の中で、久々に市内企業数社の大型設備投資も聞こえるようになりました。

厳しい冬の空のあとには、必ず希望に満ちた春の輝きが訪れます。

きたる平成十八年度を、多くの面で冬の時代が続いた秋田から、大豪雪を乗り越え陽春輝く秋田へと、確かな歩みを進める年度とするため、めげずに元気に頑張ります。





包括外部監査の結果報告 文化施設と美短の 財務・運営を監査

平成17年度の包括外部監査を依頼している堀井照重・公認会計士(写真)から、監査結果の報告がありました。

包括外部監査は、秋田市の財務事務が適正に行われているかを、市の組織に属さない独立した立場の監査人がチェックするものです。

今回は、教育委員会所管の文化施設(千秋美術館、赤れんが郷土館、佐竹史料館、文化会館など)と秋田公立美術工芸短大の財務事務・運営管理について監査が行われました。その中からいくつかの指摘事項などをお知らせします。市ではこれらの内容を検討し、順次改善を進めていきます。

教育委員会所管の文化施設について

文化施設が加入する共済保険は、災害による損失が生じた場合、再築に要する全額をカバーしない「一部共済」であるため、万一に備え、「全部共済」へ変更すべきである
施設によっては、人件費などの費用削減をはかるため、指定管理者制度の導入を検討すべきである

民俗芸能伝承館の貸室の稼働率や、冬季の利用者数が低いため、稼働率向上策が必要である

旧黒澤家住宅は、市郊外にあるため、入館者が少なく、かつ、相当の運営費を要するため、今後の施設の活用方針を見直す必要がある

秋田公立美術工芸短大について

卒業生の市内就職者が少ない状況にある。市内出身者の推薦(入学)枠を拡大するなど、市内就職者数の向上をはかる必要がある
平成16年度から、県内の大学、短大などにおいて、単位互換制度を実施しているが、派遣・受入とも伸び悩んでいる。積極的に制度を活用すべきである

大学の内部環境を見直す自己点検・評価制度の早期実施が望まれる。その結果、4年制大学化などを本格的に検討することになった場合、市の財政負担の増加と少子化による学生数確保の困難を十分に考慮する必要がある



2月13日、卸町団地の企業などからなる協同組合秋田卸センターと市が協働で、団地内の一斉除排雪を行いました。

除排雪方法の改善案、意見、体験談などをお聞かせください

「48豪雪」以来32年ぶりとなったこの冬の大雪は、市民生活に大きな混乱を引き起こし、除排雪予算も2月まで34億円に膨らみました。

市では、これまで市民のみなさんから除排雪に関してさまざまな意見・提言をいただいておりますが、雪への熱い気持ちが冷めないうちに、ここであらためて、いろいろな考え、この冬の体験談などを伺いたいと思います。

道路の除排雪方法の改善案・意見、町内会や隣近所、会社で行った除雪活動の事例などをご紹介ください。お寄せいただいた内容は、来季からの除排雪対策の貴重な資料にさせていただきます。

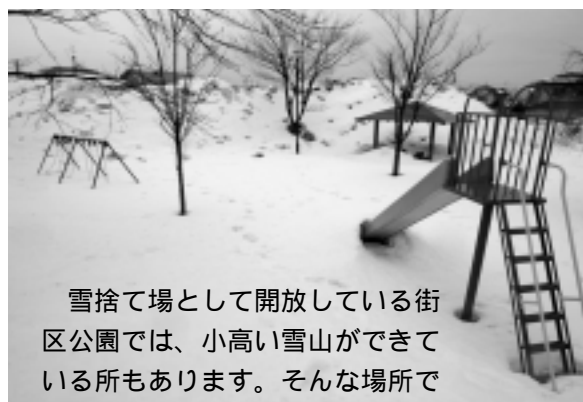
応募方法

3月15日(水)まで、郵送またはEメール、ファクスでお寄せください。タイトルには「除排雪について」とお書きください。
〒010-8560秋田市雪害警戒対策部広報担当
Eメール saigai@city.akita.akita.jp
ファクス(866)2281

問い合わせ

雪害警戒対策部広報担当tel(866)2034

雪捨て場には遊ばないで！ 公園では遊ばないで！



広面谷地眼街区公園

雪捨て場として開放している街区公園では、小高い雪山ができています。そんな場所で遊ぶと、雪に埋まったりするかもしれず危険です。子どもたちが立ち入らないようご注意ください。

水道の広場

河辺地域・雄和地域の
水道料金・下水道使用料が
変わります

河辺地域・雄和地域の

河辺地域と雄和地域の水道料金と下水道使用料は、それぞれ合併前の料金を用いられていましたが、平成18年4月1日から旧秋田市の料金に統一されます。

これに伴い、これまで1か月ごとにメーターを検針して請求していたものが、2か月に1回の検針・請求に変わります。支払いが2か月に1回となり、1回にお支払いいただく金額が大きくなりますのでご注意ください。

なお、新しい料金は6月分の請求から適用されます(4月1日から6月1日まで使った料金を6月分として請求)。

旧秋田市にお住まいのかたについては、変更ありません。

今回請求予定額	
内 訳	金額 (消費税別)
水道料金	7,454 円
下水道使用料	7,842 円
合計金額	15,296 円

検針は2か月に1回。検針後、このおしらせ票をお配りします。



水道使用量・料金等のお知らせ

お客様番号 9999999-000

給水装置場所 川尻みよし町14-8

水道 太郎 様

平成 18年 6月分 口径 13mm

検針期間 18年 4月 1日 ~ 18年 6月 1日

今回検針	458 m ³
前回検針	408 m ³
推定水量(累計)	0 m ³
メーター故障までの水量	0 m ³
使用水量	50 m ³

前年同様の検針量は 30m³です。

検針日 18年 6月 1日・検針員 秋田 花子

今回請求予定額

内 訳	金額 (消費税別)
水道料金	7,454 円
下水道使用料	7,842 円
合計金額	15,296 円

◎ このお知らせはあくまで納入することはできません。また、無効することはありません。

◎ お客様は、納付書 での支払です。お振替、納付書のほかで口座振替を申込みされた方は、上記支払方法と異なる場合があります。

◎ 口座振替のお客様は、月 日に振替させていただきます。

お問い合わせ先 秋田市上下水道0725
お客様センター ☎ 018-823-8431 (内)
秋田市工事部(給排水課) ☎ 018-898-4561 (内)
(夜間等について) ☎ 018-898-4565

口座振替済領収書

平成 年 月 日

検針期間 年 月 日 ~ 年 月 日

使用水量 m³

内 訳	金額 (消費税別)
水道料金	円
下水道使用料	円
合計金額	円

月 日 振替分として、上記の金額を振替いたしました。この領収書は大切に保管してください。
(お客様のお振替口座番号)
本領収書は無効です

秋田市上下水道局企業出納員

1 お客様番号

お問い合わせの際お知らせください。

2 今回請求予定額

今回請求予定の水道料金と下水道使用料(または農業集落排水使用料)です。使用水量から水道料金と下水道使用料を計算し、それぞれの料金を合計した金額をお支払いいただきます。

下水道を使用していて、下水道使用料がお知らせ票に記載されていない場合は、お客様センターtel823-8431までご連絡ください。

3 使用水量

料金算定の基本となる水量です(2か月分)

4 通信欄

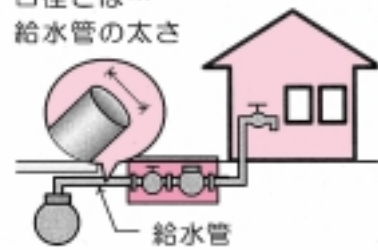
使用水量の異常や、上下水道局からの連絡事項がある場合、メッセージが表示されます。

5 口座振替済領収書

口座振替されているかたには、前回お支払いいただいた分の領収書が記載されます(納入通知書でお支払いされているお客様は、上記のように「本領収書は無効です」と表示されます)。

水道料金と下水道使用料のしくみ

口径とは…
給水管の太さ



水道料金と下水道使用料は水道の使用水量をもとに計算しています。

2か月分の使用水量を均等に分け（割り切れない場合は一方を切り上げ、他方を切り捨て）、下記の料金表で1か月ごとに計算したものを合計して請求しています。

【水道料金】

水道料金は、基本料金と従量料金からなっており、給水管の口径により料金が異なります。基本料金は使用水量にかかわらずいただく料金、従量料金は使用水量に応じていただく料金です。

●水道料金 料金表（1か月分）

用途・口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金（1m ³ ）につき						
		1～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101～200m ³	201m ³ 以上	
一般 用	13	700	55円	135円	190円	220円	245円	271円
	20	1,200						
	25	2,700	190円	220円	245円	271円		
	40	7,800						
	50	13,300						
	75	30,000						
	100	50,000						
150	110,000	61円						
200	160,000							
浴場用	同上口径による	61円						

※上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額が水道料金です

【下水道使用料】

下水道使用料は、基本使用料と従量使用料からなっています。使用水量が10m³までは基本使用料に含まれ、11m³以上は使った量に応じて従量使用料をお支払いいただきます。また、農業集落排水使用料も下水道使用料と同じ料金となります。

●下水道使用料 料金表（1か月分）

種別	区域	基本使用料 10m ³ まで (円)	従量使用料（1m ³ ）につき					
			11～30m ³	31～50m ³	51～100m ³	101～500m ³	501～1000m ³	1001m ³ 以上
一汚 般水	処理区域	1,020	181円	226円	249円	305円	352円	427円
	処理区域外	577	107円	123円	138円	169円	195円	235円
公 場 汚 水 浴	処理区域	1,020	48円					
	処理区域外	577	27円					

※上記により計算した額に消費税等相当額を加えた額が下水道使用料です

●現在の料金を 1か月分で比較した場合

	使用 水量 (m ³)	水道 料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
秋 田 市	10	1,312	1,071	2,383
	20	2,730	2,971	5,701
	30	4,725	4,872	9,597
河 辺 地 域	10	1,530	1,020	2,550
	20	3,060	2,250	5,310
	30	4,590	3,580	8,170
雄 和 地 域	10	2,310	1,155	3,465
	20	4,620	2,415	7,035
	30	6,930	3,780	10,710

水 道：一般家庭・メーター口径13mm
下 水 道：一般汚水（処理区域）
※1か月分の基本料金・基本使用料および消費税等相当額が含まれています。

統一後の料金早見表（2か月分）

使用 水量 (m ³)	水道 料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)	使用 水量 (m ³)	水道 料金 (円)	下水道 使用料 (円)	合計 (円)
15	2,336	2,142	4,478	38	5,176	5,562	10,738
16	2,394	2,142	4,536	39	5,318	5,752	11,070
17	2,451	2,142	4,593	40	5,460	5,942	11,402
18	2,508	2,142	4,650	41	5,659	6,132	11,791
19	2,566	2,142	4,708	42	5,858	6,322	12,180
20	2,624	2,142	4,766	43	6,058	6,512	12,570
21	2,766	2,332	5,098	44	6,258	6,702	12,960
22	2,908	2,522	5,430	45	6,457	6,892	13,349
23	3,050	2,712	5,762	46	6,656	7,082	13,738
24	3,192	2,902	6,094	47	6,856	7,272	14,128
25	3,333	3,092	6,425	48	7,056	7,462	14,518
26	3,474	3,282	6,756	49	7,255	7,652	14,907
27	3,616	3,472	7,088	50	7,454	7,842	15,296
28	3,758	3,662	7,420	51	7,654	8,032	15,686
29	3,900	3,852	7,752	52	7,854	8,222	16,076
30	4,042	4,042	8,084	53	8,053	8,412	16,465
31	4,184	4,232	8,416	54	8,252	8,602	16,854
32	4,326	4,422	8,748	55	8,452	8,792	17,244
33	4,467	4,612	9,079	56	8,652	8,982	17,634
34	4,608	4,802	9,410	57	8,851	9,172	18,023
35	4,750	4,992	9,742	58	9,050	9,362	18,412
36	4,892	5,182	10,074	59	9,250	9,553	18,803
37	5,034	5,372	10,406	60	9,450	9,744	19,194

※2か月分の基本料金・基本使用料および消費税等相当額が含まれています。

右の料金早見表は水道メーター口径13mm、一般汚水（処理区域）の料金です。水道メーター口径20mmの場合は、水道料金に基本料金分の1,050円を加算した金額が料金となります。

水質検査計画を策定しました

上下水道局では、お客さまに安全でおいしい水を飲んでいただくために、定期的に水質検査を行っています。この水質検査を「どのような項目を」「どの地点で」「どのくらいの頻度で」「行つかなどを示したものが、水質検査計画です。

このたび、お客さまにより安心して水道水をご利用いただくため、平成18年度水質検査計画を策定しました。

平成18年度水質検査計画のおもな内容

- 基本方針
- 水道事業の概要
- 原水の水質状況など
- 水質検査方法
- 臨時水質検査
- 採水地点、検査項目、検査頻度およびその理由



上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/wsw>

「ご意見をお寄せください！」

皆さまのご意見を水質検査に反映させるため、この水質検査計画に対する「ご意見、ご要望をお寄せください。」

水質検査計画は、上下水道局ホームページ、またはお客様センター（上下水道局川尻庁舎1階）、河辺お客様センター、雄和お客様センターの各窓口で閲覧できます。

【問い合わせ・あて先】

〒010-1652
秋田市豊岩豊巻字上野164
秋田市上下水道局 水質管理センター
電話 (828) 1451
FAX (828) 6291
Eメール
akitaw@bz01.plala.or.jp

上下水道局では、水源から浄水場、そして各家庭の蛇口の水に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

平成18年度上下水道モニターを募集

皆さまの上下水道事業に対するご意見などを、事業の運営に反映させるため、上下水道モニター20人を募集します。関心のあるかたは、ぜひご応募ください。

- 活動内容 モニター懇談会や施設見学（年4回程度平日開催）への出席。水道や下水道に関する意見などの提出
- 応募対象 秋田市に居住し、市の水道を使用されている20歳以上のかた
- 任期 委嘱状交付日から平成19年3月31日まで
- 委嘱料 出席状況に応じて支払います
- 応募方法 郵便八ガキに 郵便番号・住所 氏名 年齢 職業 電話番号 応募の動機、水道や下水道についての意見などを記入

締め切り 平成18年3月17日(金)
応募先 〒010-0945



秋田市川尻みよし町14 8
秋田市上下水道局総務課企画情報係
電話 (823) 8434
選考は地域性や動機などを考慮し、結果については3月末までにご連絡します。

下水道使用料の減免を受けているかたへ

平成17年度下水道使用料の減免を受けているかたで、平成18年4月以降も引き続き減免を希望される場合は、あらかじめ申請書の提出が必要となります。申請書の提出がない場合は、平成18年3月で減免は終了となりますのでご注意ください。



問い合わせ お客様センター 下水道係

電話 (823) 84331

下水道使用料誤徴収のおわび

下水道使用料の誤徴収問題について、市民の皆さまにご迷惑をおかけいたしましたことを、心からおわび申し上げます。

上下水道局では再発防止のため、原因などについて徹底した検証を行い、改善策を検討してまいりました。今後は、市民の皆さまの信頼を回復するため、全職員一丸となって、さらなる市民サービスの向上に取り組んでまいります。

【誤徴収について】

平成17年4月の上下水道統合にあたり、事務事業の総点検や一部地域の下水道への接続状況を調査した結果、下水道使用料が過少や過大に徴収されていた世帯が判明しました。

おもな原因

1. 下水道整備の進捗^{しんちやく}に合わせた使用料請求事務に関わる組織内の連携が不十分であったこと。
2. 組織内のチェック体制が適正に機能していなかったこと。

対象となる世帯については、適正な使用料の徴収や、返還を実施しております。

遡及請求^{そきゅうせいきゅう} ¹ に関わるこれまでの経緯

誤徴収で過少に徴収されていた世帯については、当初、事務的な処理ミスを利用者に転嫁することは、理解が得られないと考え、過去にさかのぼって請求しないこととしておりました。

しかしながら、「市民負担の公平公正の原則から、請求するべき」とのご意見などが数多く寄せられたことから、法的見解を改めて検証し、細部にわたり詳しく調査いたしました。

その結果、さかのぼって請求することが妥当との判断に至り、法²の規定に基づき、過去5年分の使用料を請求することにしました。

対応状況

- 1 過去にさかのぼって料金などの支払いを求めること
- 2 地方自治法第236条第1項「金銭債権の消滅時効」

平成17年12月1日より、遡及請求の対象世帯については職員が訪問し、面談のうえおわび申し上げるとともに、過少分の請求についてご理解が得られるようお願いしております。

また、今回誤徴収が判明したことを受け、下水道接続状況の全戸調査にも着手しております。この調査の結果、適正な使用料となっていない世帯についても、同様に遡及分のお支払いをお願いしております。

【再発防止のための改善策】

以下の改善策を実施し、適正な使用料の請求に努めます。

おもな改善策

1. 引き続き下水道接続状況の全戸調査を行います。
2. 上下水道料金に関わる電算システムを統合するとともに、下水道整備の進捗状況に合わせた使用料請求事務の連携がスムーズに行えるようにします。
3. チェック体制を強化するため組織の見直しを検討し、文書の保存方法などについても改善をはかります。

水道・下水道についてのご相談・お問い合わせは、上下水道局お客様センター tel (823) 8431

「上下水道の広場」では皆さまからの、ご意見・ご感想・ご質問などをお待ちしています。

宛先 / 〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 上下水道局総務課企画情報係 tel(823)8434 FAX(824)7414

Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp

また、上下水道局ホームページでは水道と下水道に関するさまざまな情報を閲覧できますので、ご利用ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>



INFORMATION

市役所からのお知らせ

人口 18.2.1 現在
()内は前月比

人口 / 332,887人(- 200)
男 / 157,980人(- 127)
女 / 174,907人(- 73)

1月分・出生 202人
・死亡 280人
・転入 404人
・転出 526人

世帯 / 131,483世帯(- 44)

1 国民健康保険加入者の
日帰り人間ドック助成
申請は3月27日～31日

秋田市国民健康保険加入者に、平成18年度の日帰り人間ドック受診料を助成します。申請は3月27日(月)から31日(金)まで受け付けます。

受け付け時に、国民健康保険の資格の有無と国民健康保険税の納付状況を確認します。完納していない場合には受け付けできないことがあります。

実施医療機関などの詳細は、次号の広報あきたでお知らせします。

問い合わせ 国保年金課給付担当

☎(066)2098

2 国民健康保険加入者に
はり・きゅう・マッサ
ージの受療費を助成

秋田市国民健康保険の加入者に対し、はり・きゅう・マッサージを受けるとき、1回につき800円の受療費を助成します。

受療券の交付は3月27日(月)から行います。国民健康保険被保険者証をお持ちのうえ、国保年金課、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ1階)、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へどうぞ。

対象 申請時に55歳以上で、申請前の国民健康保険税を完納しているかた

交付枚数 1人で年度内40枚(1枚800円の助成券20枚綴りを2冊)まで
問い合わせ 国保年金課給付担当
☎(066)2098

3 総合環境センターに
搬入する、ごみの手
数料が変わります

4月1日から、秋田市総合環境センターに搬入するごみの処理手数料が変わります。事業所から出る一般廃棄物、自己搬入または許可業者によって搬入される家庭ごみが対象です。

ごみ処理手数料

現行 10[㎡]ごとに78円

4月1日から 10[㎡]ごとに90円

問い合わせ 廃棄物対策課

☎(066)2943

4 市・県民税の申告は
3月15日まで!

平成18年度分の市・県民税の申告を、地区ごとの日程にしたがって受け付けています。詳しくは広報あきた2月1日号をご覧ください。お住まいの地区の指定日に申告できなかったかたは、次の会場で申告してください。

受付期間終了間際になると、会場が混みあいます。申告はお早めにと。どうぞ。

旧秋田地域 市役所分館4階(3月15日(水)まで)

河辺地域 河辺市民センター(3月3日(金)から15日(水)まで)
雄和地域 雄和市民センター(3月15日(水)まで)
問い合わせ

市民税課 ☎(066)2055

河辺市民センター ☎(0882)5174

雄和市民センター ☎(0886)5540

5 バイク・軽自動車
廃車の申告は
3月31日までに

軽自動車税は、4月1日現在でバイクや軽自動車などを所有しているかたに全額課税されます。

廃車したいバイクや軽自動車などがあるかたは、3月31日(金)までに廃車の申告を済ませてください。それ以降に申告した場合は、1年分の税金がかかりますのでご注意ください。

なお、3月中旬以降は受付場所が混みあいます。販売店などに手続きを代行してもらつ場合は、年度末に依頼すると3月31日までに完了しないこともありまので、早めにお願ひします。

廃車申告の受付場所

原動機付自転車(25cc以下のバイク) 小型特殊自動車(農作業用のものを含む)など…市民税課13番窓口税制担当 ☎(066)2054、河辺市民センター 税務班 ☎(0882)542

1、雄和市民センター 税務班 ☎(0886)5540



秋田市行政改革推進 市民委員会

市民の提言を 行革大綱へ

2月16日の5回目の会議

市では、公募委員2人を含む10人の有識者からなる秋田市行政改革推進市民委員会(御牧平八郎会長)を、昨年8月から5回開催し、市の行政改革推進のため「受益と負担」などをテーマに審議を重ねました。

委員会から出された提言を受けて、次期秋田市行政改革大綱を今年度中に策定します。

問い合わせ 総務課tel(866)2007

4月から河辺・雄和の ごみ収集日程が 変わります



4月から河辺・雄和地域のごみ収集日程が変わります。新しい収集日程は、次号広報あきたでお知らせするほか、日程表は、3月中に河辺・雄和地域に全戸配布する予定です。

問い合わせ 環境業務課tel(863)6631

完納で 我が家も 市政のサポーター

3月は市税完納強調月間

土・日、祝日も 市税の納付窓口を開設

今月が納期の市税は「国民健康保険税第9期」で、納期限は3月31日(金)です。納期限内に納付するようお願いします。

また、そのほかにも納期限が過ぎた市税は、3月中に納付してください。3月は下記の土・日、祝日に、市税の納付窓口を開設します。納税相談にも応じますのでご利用ください。

土・日、祝日の
開設日時

3月18日(土)・19日(日)・21日(火)
25日(土)・26日(日)

時間 午前8時30分～午後5時15分

納付窓口

市県民税、固定資産税、軽自動車税の納付...納税課tel(866)2058
国民健康保険税の納付...
国保年金課tel(866)2189

4か月連続
で減量しま
した!



中間報告!

1月末現在の環境貯金は
389万4千円

1月の家庭ごみの量は、基準年度(平成14年度)と比べて325トンを減少し、37万5千円の貯金ができました。

1月の家庭ごみなどの量

	基準(H14)	目標	実績	基準との比較
1月	8,970ト	8,488ト	8,645ト	△325ト
累計	111,802ト	105,790ト	108,427ト	△3,375ト

*御所野の総合環境センターで焼却・溶融したごみの量(資源化物を除く)

エコアちゃんの 環境貯金箱作戦

6

最低公売価格を引き下げ 電話加入権の公売

公売に参加されるかたは、印鑑と買受け代金をお持ちください。代理人の場合は委任状が必要です。最低公売価格をこれまでの2万5千円から、1

四輪の軽自動車、軽二輪(125cc超250cc以下のバイク)...秋田県軽自動車協会秋田運輸支局向かい
tel(862)6219
二輪の小型自動車(250cc超のバイク)
秋田運輸支局tel(863)5811

7

市交通局の回数券を 無料交換します

3月末で市営バス事業を廃止するため、市交通局発行の共通回数券(黄色)と高齢者専用回数券(オレンジ色)は、今年4月以降使えなくなります。早め

万6千900円(消費税別)に引き下げました。
とき/3月24日(金)午後1時
ところ/市役所2階の正庁
問い合わせ 納税課納税担当
tel(866)2058

に秋田中央交通(株)の回数券と交換してください。

交換期間 5月31日(水)まで
交換窓口

3月31日(金)までは、市交通局中央営業所、市役所バスコーナ、秋田駅前口バス案内所、秋田駅前バス案内所、秋田中央交通(株)新屋案内所で交換しています。4月1日以降の交換窓口は現在調整中です。決まりしだい広報あきたでお知らせします。

問い合わせ 市交通局管理課
tel(862)3891



引っ越しのシーズンです
住所が変わるかたは
異動届を忘れずに

市民課tel(866)2018
土崎支所tel(845)2261 新屋支所tel(888)8080
市民サービスセンター(アルヴェ)tel(887)5320
河辺市民センターtel(882)5131 岩見三内連絡所tel(883)2111
雄和市民センターtel(886)5523 大正寺連絡所tel(887)2111

- 転出・転居・転入など住民異動届の受け付けは、平日の午前8時30分(アルヴェの市民サービスセンターは9時)~午後5時15分です
- 転出・転居・転入届の際に、届け出にいられたかたの「本人確認」を実施しています。届け出に来るときは、免許証や保険証などをお持ちください

届け出	届け出の期間	届け出に必要なもの
秋田市から他の市区町村へ住所を移すかた ▶ 転出届	転出する前 転出先の市区町村に出す 転出証明書 を交付します。転出先の住所を確かめてからおいでください	①国民健康保険に加入しているかたは保険証 ②印鑑登録をしているかたは印鑑登録証、または「あきた市民カード」 ③福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証
秋田市内で住所を移すかた ▶ 転居届	引っ越しをしてから 14日以内	①国民健康保険に加入しているかたは保険証 ②福祉医療費受給者証・老人保健法医療受給者証をお持ちのかたは受給者証
他の市区町村から秋田市へ住所を移したかた ▶ 転入届	転入してから 14日以内	前に住んでいた市区町村から交付された 転出証明書 *国民健康保険に加入するかた、国民年金に加入しているかたは窓口にお話しください
転校		住民異動届(転出・転居・転入)を出すと、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、転出・転居の場合は転校前、転入の場合は転校後の学校に提出して指示を受けてください

料金の精算をしますの
で、引っ越しの1週間く
らい前に「水道使用量・
料金等のお知らせ」にある
「お客さま番号」をご確認
のうえ、上下水道局の各
お客様センターに電話で
ご連絡ください。

お客様センター
☎(823)8431
河辺お客様センター
☎(882)5251
雄和お客様センター
☎(886)5555

上下水道局

水道の手続きもお忘れなく



ワンちゃんにも
転居届が必要です!

犬といっしょに引っ越し場合は、引っ越し先の市区町村窓口で登録事項変更の手続きをしてください。秋田市に引っ越して来たときは、市保健所、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ)、河辺総合福祉交流センター、雄和市民センターで登録の手続きをしてください。

また、秋田市保健所では、犬の飼い主紹介制度を実施しています。「引っ越しなどで飼えなくなる」「生まれた数が多すぎて飼えない」など、飼い主の都合で飼えなくなった犬を、これから犬を飼いたいと考えている人へ紹介する制度です。詳しくは衛生検査課へお問い合わせください。

問い合わせ 衛生検査課tel(883)1182

乳幼児 心身障害(児)者 ひとり親家庭などの児童



問い合わせ

障害福祉課 医療福祉室 老人・福祉医療担当
tel(866)2513 FAX(863)6362
ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/>

福祉医療費の申請を

表1に該当するかたは、申請すると福祉医療の受給者証が交付されます。診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成17年度(平成17年8月1日～18年7月31日)の受給者証の交付にあたっては、平成17年度(16年中)の所得を確認させていただいています。

以前、所得制限を超えているため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成17年度(16年中)の所得が少なくなったり、扶養人数が増えたりした場合は、申請月から交付される場合があります。今まで申請をしていなかったかたは、お問い合わせください。

また、ひとり親家庭のかたで乳幼児の受給者証の「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「74」のかたは、1歳から自己負担が発生する場合がありますので、障害福祉課医療福祉室へご連絡ください。



ここをチェック!

表1

対象者	該当要件1	該当要件2
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	0・1歳児 全員に入院・通院の費用を助成します 2歳以上 通院…所得制限があります(→右下の表2) 入院…全員に助成します * 所得制限を超えたため、受給者証がないお子さんが入院する際は、保険証と印鑑をお持ちのうえ、申請してください(所得確認があります)。なお、平成17年1月1日現在、秋田市以外(旧河辺・雄和町を除く)にお住まいだったかたは前に住んでいた市町村発行の「平成17年度所得証明書(平成16年の所得)」が必要です。 ※1歳以上で、市民税が課税されている世帯のかたは、自己負担分の半額を支払っていただきます。 ただし、1か所の医療機関(総合病院は診療科ごと)で支払う額、および調剤薬局で支払う額は、それぞれ月額1,000円までです	
下記の家庭の児童 ・ひとり親家庭 ・父母のいない家庭 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	・社会保険本人(※)は該当しません ・所得制限があります
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた	・社会保険本人(※)は所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた	・社会保険本人(※)は該当しません ・所得制限があります

「社会保険本人」とは国民健康保険(市町村国民健康保険、国民健康保険組合)以外の健康保険に加入している被保険者をさします。

乳幼児の所得制限は?



福祉医療費助成制度で、2歳以上の乳幼児が通院する場合の所得制限は表2のとおりです。

平成17年度(16年中)の所得の総所得額から、社会保険料控除一律8万円などを控除した額が表2の基準額以内であれば、制度に該当します。

総所得額は、市・県民税を納付する通知書(下のA・B)でご確認ください。父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断します。

A サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた

市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

B A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた

市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書(所得・控除)の「総所得 +」欄の額

扶養人数	所得基準額
0人	267万2千円
1人	305万2千円
2人	343万2千円
3人	381万2千円

* 扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます

乳幼児以外の所得基準額については、障害福祉課へお問い合わせください。

老人保健の対象者

昭和7年9月30日以前に生まれたかた
65歳以上で一定の障害のあるかた

平成十六年度に秋田市でかかった老人保健医療費は約三二〇億円で、合併などにより、前年度より二九億円増えました(左のグラフ1)。一人当たりすると年に七九万二千円がかかった計算となり、前年度より三万五千円増えています。

その使われかたをみると、入院費用が医療費全体の五割以上を占めています(グラフ2)。

老人保健医療費は、自己負担(一割または二割)以外の部分を、国民健康保険など、各種健康保険からの拠出金(支払基金)や国、県、市の負担金(税金)などでまかっています(グラフ3)。

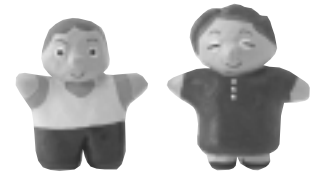
問い合わせ

障害福祉課医療福祉室
老人・福祉医療担当
電話(866)2513
ファクス(863)6362

*昭和七年十月一日以降に生まれた七十歳以上のかたの医療費については、それぞれの加入している健康保険団体へお問い合わせください

老人保健医療費が増え続けています

みんなで支える医療費 有効に使いましょ



秋田市の六十五歳以上の人口は七万人を超え、市民のほぼ五人に一人が高齢者と呼ばれる状況になっています。

おもに七十歳以上のかたが受給している老人保健医療制度の医療費も、年々増加し続けています。秋田市では、どのくらいの医療費が使われているのかみてみましょう。

老人保健医療費は、国民全体で支えています。医療費を有効に使うため、一人ひとりが、病気の予防や健康づくりに取り組むのはもちろんのこと、次のことも心がけましょう。

病気の早期発見と早期治療を心がけましょう

かかりつけのお医者さんを持ちましょう

お医者さんを信頼し、指示を守り、同じ病気でむやみに複数のお医者さんにかかるのはやめましょう

薬は、お医者さんの指示どおり正しく服用しましょう

限度額を超えた分は戻ってきます

医療費が
たくさん
かかっても...



老人保健医療制度では一か月の医療費の自己負担限度額が決められています(左表)。一か月に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、未申請のかたには、市から「老人保健高額医療費支給申請書」が送られます。申請書を提出すると、指定した預金口座に自己負担限度額を超えた金額が、後日振り込まれます。障害福祉課に直接申請において必要はありません。

医療費の支払いの負担を軽くするため、入院したときは限度額を超えた分を初めから支払わないしくみになっています。このため、一か月の医療費(食事・パジャマ代は除く)の支払いが入院のみであれば返還はありません。

1か月の医療費は、病院・診療所・歯科の区別はなく、薬局で支払った金額も合わせて計算します。

医療費の自己負担割合と1か月の自己負担限度額

区分	自己負担割合	自己負担限度額(1か月)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
一定以上の所得のあるかた※1	2割	40,200円	72,300円+(医療費が月に361,500円を超えた場合はその超えた分の1%)
一般	1割	12,000円	40,200円
市民税非課税世帯のかた※2 市民税非課税で所得が一定以下の世帯のかた※3		8,000円	24,600円 15,000円

- 1...老人保健対象者とその同一世帯の70歳以上のかたに、市民税の課税標準額が145万円以上のかたが1人でもいるかた。ただし、70歳以上のかたが2人以上の世帯で年収621万円未満、単身世帯で年収484万円未満の場合は1割負担
- 2...世帯員全員が市民税非課税の世帯
- 3...所得が0円の世帯(例:年金収入のみの場合...単身世帯で年収約65万円以下、夫婦2人世帯では年収約130万円以下)

健康万歩計



ドクターからのちょっとした健康アドバイスを紹介するこのコーナーは、今回をもって終了します。ご愛読ありがとうございました。



今月のドクター
中川 正康 先生
 (市立秋田総合病院 循環器内科科長)

心不全を疑う症状とは 気になる症状は専門医に相談を

「心不全」とは一見、病気の名前のようですが、正確には病気の状態を表すものです。心臓自体の病気（弁膜症、心筋梗塞、心筋症、高血圧性心疾患、不整脈など）や、心臓病以外の病気（腎不全、高度な貧血、甲状腺疾患など）が原因となり、心臓が通常の働きを維持できなくなった状態を心不全といいます。

心不全の症状には、おもに次の3つのものがあります。

動いたときの息切れ、動悸、疲労感

激しい運動をすれば、もちろん誰でもこのような症状を伴いますが、心不全のときは今まで普通に行っていた作業や、普通に歩いていた距離でも、息切れや疲労感を生じてつらくなります。

さらに病状が進行すると、安静にしているときもこれらの症状が発生します。心不全ではあおむけになると呼吸困難が悪化するというのが特徴です。



むくみ

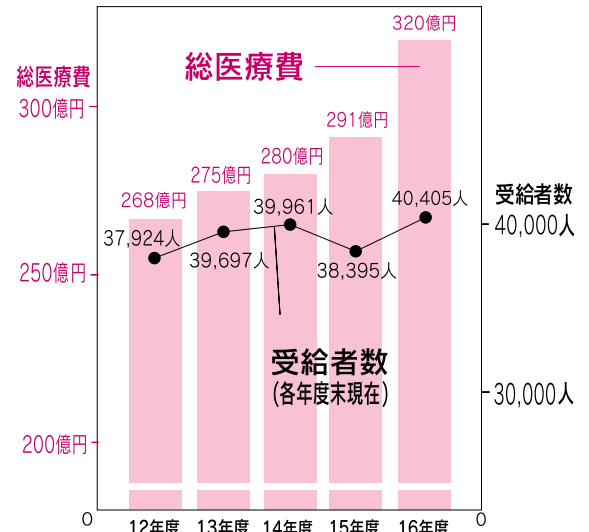
おもに足の甲やすね、顔にむくみを生じます。痛みや熱感、皮膚の色の变化などはなく、腫れているところを指で押すと、しばらく指のあとが残るような状態です。心不全でなくとも、特に立ち仕事の女性などでは、夕方になると足がむくんで靴がきつくなるというかたも少なくありません。朝起きたときにむくみがなくなっていれば、通常問題ありませんが、朝になっても良くなっていない、または悪化している場合は要注意です。また、心不全のむくみでは体重も増えます。

咳、喘鳴(ゼ-ゼ-、ヒュ-ヒュ-という呼吸音)

一般には肺などの呼吸器疾患が原因ですが、心不全が原因のときもあります。熱がない、ピンク色の泡のような痰が出る、動いたときや夜間横になると悪化する、といったものは要注意です。また、これまで気管支ぜんそくと言われたことがないかたに、ゼ-ゼ-やヒュ-ヒュ-、ピ-ピ-といった異常な呼吸音が出たときも心不全を疑います。

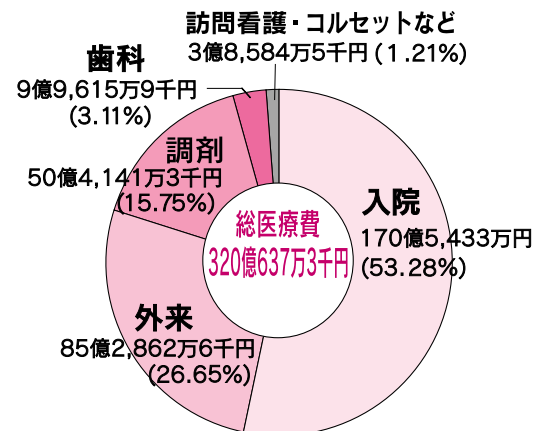
ただしこれらの症状は心不全に限らず、呼吸器疾患、貧血、腎臓病、肝臓病、加齢にともなう体力の低下、自律神経障害などによっても出ることがあります。気になる症状があるときは自分で決めつけず、専門医の診察を受けることをお勧めします。

グラフ 1 秋田市の老人保健医療の総医療費と受給者数

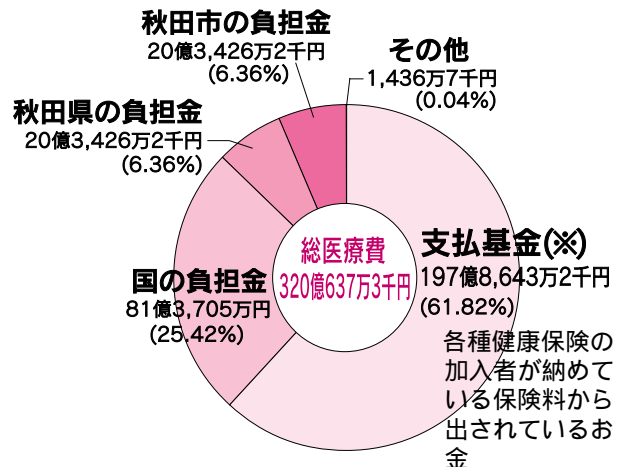


老人保健医療費には、自己負担金や入院時の食事代は含まれていません

グラフ 2 平成16年度秋田市老人保健医療費の使われ方



グラフ 3 平成16年度秋田市老人保健医療費の負担割合



お医者さんにかかるときは、健康保険証と老人保健の医療受給者証を必ず持っていきましょう



問い合わせ / 新日本婦人の会秋田支部tel(864)3925

親子ピクス 1歳～就園前のお子さん ▶ 3月3日(金)・10日(金)午前10時から 生後6週間～1歳のお子さん ▶ 3月3日(金)・10日(金)午前11時から ところ / 寺内のユースパル 参加費 / 1家族500円
問い合わせ / 子育て応援Seed

tel090-2954-3947

ほっぺの会 対象 / 就学前のお子さん とき / 3月7日(火)午前10時～正午 ところ / 仁井田児童館
問い合わせ / 仁井田地区主任児童委員の田近さんtel(839)5002

このゆびとまれ! 対象 / 就園前のお子さん とき / 3月7日(火)午前10時～正午 ところ / 明德児童センター
問い合わせ / 明德地区主任児童委員の奥山さんtel(835)0674

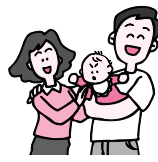
さくらっこクラブ 対象 / 就園前のお子さん とき / 3月10日(金)午前10時～正午 ところ / 桜児童センター
問い合わせ / 桜地区主任児童委員の三浦さんtel(835)7307

保戸野っ子クラブ 対象 / 就園前のお子さん とき / 3月14日(火)午前10時30分～11時30分 ところ / 保戸野児童館
問い合わせ / 保戸野地区主任児童委員の菅原さんtel(824)6949

牛島っ子 対象 / 就園前のお子さん とき / 3月15日(水)午前10時～11時30分 ところ / 南部公民館
おやつ代 / 200円 問い合わせ / 南部公民館tel(832)2457

とんとんくらぶ 対象 / 下北手地区の3歳未満のお子さん とき / 3月15日(水)午前10時～11時30分 ところ / 下北手児童センター
問い合わせ / 下北手地区主任児童委員の川村さんtel(834)9427

あおぞらキッズ 対象 / 就学前のお子さん とき / 3月19日(日)午前10時～11時30分 ところ / 外旭川児童センター
問い合わせ / 外旭川地区主任児童委員の児玉さんtel(868)1265



乳児(0歳児)養育支援金の手続きはお済みですか

平成17年4月2日以降に生まれ、保育料の助成を受けていない0歳のお子さんに、月額1万円を支給しています(所得制限あり)。まだ申請していないかたは、3月31日(金)までに手続きをしてください。

対象(下記の条件をすべて満たすかた)

平成17年4月2日以降生まれの0歳児
乳幼児福祉医療制度の所得制限内のかた
お子さんの「福祉医療費受給者証」の「担当区分及び負担者番号」の上2ケタが「73」「74」「75」「76」のいずれかに該当するかた

必要なもの

印鑑、振込口座の通帳、福祉医療費受給者証

申請はこちらの窓口へどうぞ

児童家庭課、障害福祉課、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ)、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

問い合わせ 児童家庭課tel(866)2094

結核予防のBCG接種



生後3か月になったら下記の会場で早めに受けましょう。お子さんは、保護者か、お子さんの健康状態を知っているかたがお連れください。指定された会場で受けられないかたは、ほかの会場でも受けられます。

対象

6か月までのお子さん(できるだけ3か月から6か月までの間に病気や他の予防接種との間隔など、やむをえない事情で6か月を超えた場合は、1歳未満まで接種できますが、できるだけ早い日に受けてください。)

用意する物

母子健康手帳と予診票

母子健康手帳別冊に折り込みの予診票(青色)を記入し、切り離してお持ちください。ないかたには、会場でさしあげます。冊子「予防接種と子どもの健康」をお持ちのかたは、読んでからおいでください。

日程 受付時間 午後1時30分～2時15分

会場	実施日	対象地区
市保健センター	4月21日(金)	全市
	5月9日(火)	
	5月17日(水)	
	5月30日(火)	
	6月13日(火)	
	6月30日(金)	
土崎支所	4月18日(火) 6月8日(木)	北部地域
新屋支所	5月12日(金)	西部地域
東部公民館	5月26日(金)	東部地域
南部公民館	6月1日(木)	南部地域
御野場地域センター	5月19日(金)	南部地域
河辺総合福祉交流センター	5月11日(木)	河辺・雄和地域
雄和公民館	4月20日(木)	雄和・河辺地域

* 河辺・雄和地域以外の会場は、狭いので、ご注意ください。駐車場が

問い合わせ 健康管理課tel(883)1179

育児



子どもと一緒に楽しめる本を紹介するコーナー

ひとしずくの水

ウォルター・ウィック / 作 林田康一 / 訳 あすなる書房
雪は解けると水になります。氷、霜、みぞれに
あられもみんなそう。美しくてももしろい写真
を眺めながら、年齢に合わせて説明を選んで読
んであげてください。

新屋図書館 tel(828)4215

乳幼児健康診査

個人通知はしませんので、母子健康手帳別冊をよく読んで受診しましょう。別冊をお持ちでないかたは、保健予防課、市民課、土崎・新屋支所、市民サービスセンター(アルヴェ1階)、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へどうぞ。tel(883)1172

4・7・10か月児健康診査 4・7・10か月になった日から1か月以内のお子さんを対象に、母子健康手帳別冊に記載されている市内の委託医療機関で行っています。

なお、委託医療機関に、はらだ小児科医院【山王中園町2-16 tel(867)8855】、島田クリニック【川元山下町7-21tel(888)0101】、えのきこどもクリニック【八橋田五郎二丁目13-18tel(866)0505】が加わりました。

地区割りを一部変更します

4月から1歳6か月児と3歳児健康診査の地区割りが変わります。榎山が「南部」から「中央」に変わりますので、ご注意ください。

地域	該当地区
中央	山王、保戸野、八橋、川尻、川元、旭南、旭北、中通、大町、南通、泉、高陽、寺内、千秋、 榎山
東部	手形、手形山、旭川、新藤田、濁川、仁別、山内、蛇野、添川、柳田、下北手、太平、横森、桜、桜ガ丘、桜台、大平台、広面、東通
南部①	御所野、上北手、山手台
北部	土崎、將軍野、飯島、港北、外旭川、金足、上新城、下新城
南部②	牛島、卸町、大住、仁井田、四ツ小屋、御野場
西部	新屋、勝平、茨島、豊岩、下浜、浜田、向浜

アルヴェ周辺には無料駐車場がなく、土崎支所は駐車場が狭いので、公共交通機関などをご利用ください。

1歳6か月児健康診査 平成16年9月生まれのお子さんが対象です。左下表の地区割りを確認し、ご自分の地区の日にごどうぞ。河辺・雄和地域は3か月に1回の実施となっており、16年8・9・10月生まれが対象となります。

都合が悪く、受診できないかたはご連絡ください。なお、まだ受けていない場合、2歳未満だと受診できますので、その場合もご連絡ください。

当日は母子健康手帳と別冊、バスタオルをお持ちください。受付時間は午後零時45分～1時30分。

中央地域▶4月11日(火)、市保健センター **東部・南部 (表参照)地域**▶4月12日(水)、アルヴェ4階 **北部地域**▶4月13日(木)、土崎支所3階 **南部 (表参照)・西部地域**▶4月19日(水)、市保健センター **雄和地域(対象...平成16年8・9・10月生まれ)**▶5月9日(火)、雄和公民館3階 **河辺地域(対象...平成16年8・9・10月生まれ)**▶5月10日(水)、河辺総合福祉交流センター

3歳児健康診査 平成14年10月生まれのお子さんが対象です。左表の地区割りを確認し、ご自分の地区の日にごどうぞ。河辺・雄和地域は3か月に1回の実施となっており、14年10・11・12月生まれが対象となります。

都合が悪く、受診できないかたはご連絡ください。なお、まだ受けていない場合、4歳未満だと受診できますので、その場合もご連絡ください。

当日は母子健康手帳別冊の3歳児健康診査用アンケートと尿検査セット(尿を容器に採って)、母子健康手帳をお持ちください。受付時間は午後零時45分～1時30分。

中央地域▶4月20日(木)、市保健センター **東部・南部 (表参照)地域**▶4月25日(火)、アルヴェ4階 **北部地域**▶4月27日(木)、土崎公民館 **南部 (表参照)・西部地域**▶4月28

日(金)、市保健センター **雄和地域(対象...平成14年10・11・12月生まれ)**▶6月20日(火)、雄和公民館3階 **河辺地域(対象...平成14年10・11・12月生まれ)**▶6月21日(水)、河辺総合福祉交流センター

市保健所の育児相談

保健師と栄養士が相談に応じます。事前に電話でお申し込みを。
とき / 3月27日(月)午前10時～午後3時30分 ところ / 市保健センター
申し込み 市保健所保健予防課
tel(883)1174

ママとベビィのスイミング

対象 / 6か月から3歳までのお子さん
と母親 とき / 3月16日(木)午前10時～11時 ところ / クアドームザ・ブーン 料金(入館料込) / 親子で1,050円。子ども2人以上の場合、1人につき300円追加
定員 / 先着20組
申し込み 3月13日(月)までクアドーム・ザブーンtel(827)2301

すくすくサロン・きしゃぼっぱ

遊びと情報交換。直接会場へ。
対象 / 就学前のお子さんとその保護者
とき / 3月2日(木)・16日(木)午前10時～正午 ところ / 南部公民館
参加料 / 無料
問い合わせ 南部公民館
tel(832)2457

ママとベビィの3B体操

対象 / 0歳児とその保護者
とき / 3月29日(水)午前10時～11時30分 ところ / 南部公民館
参加費 / 無料 定員 / 20組
申し込み 3月6日(月)午前8時30分から南部公民館tel(832)2457

育児サークルにおいて

赤ちゃんサークル 対象 / 3か月～1歳くらいのお子さん とき / 第1・第3木曜日、午前10時30分～正午 ところ / サンパル秋田

Topics

「声の広報」が30周年 市政情報に まごころこめて

広報あきたを毎回カセットテープに吹き込み、視覚障害者のかたへお届けしている「声の広報」が、昭和51年の第1号発行から30周年を迎えました。

声の広報は、朗読奉仕グループの協力で始まり、現在は「声の広報制作グループ 花時計」のみなさんが月2回、心を込めて読んでくれています。

「利用されるかたが、一度聞くだけで理解できる、わかりやすい情報を、ずっと届けられるようがんばります」と代表の見上裕子さん。声の広報は、現在約100人の視覚障害者に届けられ、市民と市政をつなぐ大事な架け橋となっています。



声の広報を録音中の
花時計の斉藤さん(前)と堀井さん



岩館知義「新雪の朝(米代川)」(1984年)

千秋美術館 風景との出会い

～館蔵洋画にみる風景表現～

3月3日(金) ▶ 4月16日(日)
午前10時～午後6時

観覧料

一般300円
高・大学生200円
小・中学生無料

風景、それは私たちの身近に実在する自然や情景、またはその記憶から浮かび上がり、人々の心の中に心象風景として存在するものです。この展示では、館蔵洋画の中から、風景をテーマに、画家たちの多彩なイメージとその表現を探ります。

学芸員による列品解説は、3月8日(水)、4月2日(日)のいずれも午後2時からです。

【出品作品】小西正太郎「ノートルダム寺院」 一木 稔「土崎港夕秋」
井上猛夫「アパートのある裏町」 佐藤文雄「フォロローマノ」 ほか

問い合わせ 千秋美術館tel(836)7860

秋田公立美術工芸短期大学 卒業・修了制作展2006

3月8日(水) ▶ 12日(日) 午前10時～午後5時
アトリオン2・3階 入場無料

大学生活における学習成果の結晶をご覧ください。作品は、木材工芸、漆工芸、金属工芸、染織、窯芸、絵画、生産・視覚・環境デザイン。

問い合わせ 美術工芸短大学生課tel(888)8105



工芸専攻(染色)
日沼有希さんの作品

健康

はつらつ情報



いきいきサロンへどうぞ

直接会場へどうぞ。

対象/おおむね60歳以上のかた

時間/午前10時～正午 参加料/無料

折り紙教室 ▶ 3月7日(火)、雄和ふれあい
プラザで。tel(886)5071

ヨガ教室 ▶ 3月14日(火)、八橋老人いこ
いの家で。tel(862)6025

交通安全教室 ▶ 3月15日(水)、大森山老
人と子どもの家で。tel(828)1651

ヨガ教室 ▶ 3月16日(木)、飯島老人いこ
いの家で。tel(845)3692

ニュースポーツ教室

床の上で行うカーリング、「ユニカール」
に挑戦しませんか。

日時/3月13日(月)・16日(木)・20日(月)、午
後6時30分～8時 会場/サンパル秋田
参加料/無料 定員/先着20人

申し込み 3月6日(月)午前9時から
中央公民館tel(824)5377

市立病院の肝臓教室

「肝臓とお酒」を中心に、医師、臨床検査
技師などが講話。無料。直接会場へ。

日時/3月18日(土)午前10時～11時30分
会場/市立病院1階外来ホール

問い合わせ 市立病院tel(823)4171

腎臓病を考える集い

赤十字病院の久米万寿子さんが、透析患
者の食事療法などについて講演します。
参加無料。直接会場へどうぞ。

日時/3月5日(日)午前10時30分～正午
会場/県社会福祉会館(旭北栄町1-5)

問い合わせ (財)あきた移植医療協会
tel(832)9555

在宅介護者の集い

寝たきりや認知症のかたなどを家庭で介
護しているかたが対象です。介護上の悩
みや日ごろの思いを話し合しましょう。
参加無料。直接会場へどうぞ。

日時/3月22日(水)午後1時30分～3時
会場/市保健センター

問い合わせ 在宅介護者の集い代表の
廣田さんtel(863)0935

成人歯科無料相談

歯科衛生士が、歯周病、むし歯など、歯の
健康相談に応じます。電話で保健予防課
へ予約が必要です。tel(883)1174

日時/3月27日(月)午前9時30分～正午
会場/市保健センター

4月29日～5月7日 G・Wお楽しみ動物園
 6月3・4日 春の動物フェスティバル
 7月27日 ふれあい写生大会
 8月12日～20日 夏のお楽しみ動物園
 8月14日～17日 夜の動物園
 9月16日～24日 秋のお楽しみ動物園
 10月7日～9日 動物ふれあいカーニバル
 11月26日 さよなら感謝祭



出店・展示・催し用に 動物園内の 小区画を お貸しします

申し込み 動物園にある「許可申請書」に必要事項を記入して、公表日の午前11時から動物園で受け付けます(先着順)

使用料 1区画1日1,800円
 使用する人数に応じて別途入園料が必要になる場所もあります。

問い合わせ 大森山動物園tel(828)5508



- 東部・手形山地区...124区画
- 東部・広面谷地田地区...69区画
- 東部・広面樋ノ沖地区...33区画
- 中央部・八橋田五郎地区...94区画
- 南部・仁井田柳林地区...42区画
- 南部・仁井田新中島地区...105区画
- 西部・新屋比内町地区...80区画
- 北部・飯島堀川地区...109区画

雄和市民農園(有料)は全区画契約中のため、今回募集しません。空きが出しだいお知らせします。

問い合わせ
 農村振興課tel(866)2116

市民農園の利用者を募集

申し込みは3月15日(水)まで

土に親しみ、栽培と収穫の喜びを味わってみませんか。農園の広さは1区画15~25㎡。1家庭で1区画、4月下旬から12月下旬まで利用できます。申し込みは本人か同居家族に限ります。当選した場合は他のかたへ農園を貸すことはできません。また、期間を通じて除草や清掃などの管理ができ、原則として自家用車以外で来園できるかたが対象です。

申し込み 往復はがきに、希望する農園1か所と、郵便番号、住所(アパート名まで)、氏名(フリガナ)、電話番号を書いて、3月15日(水)(消印有効)まで、〒010-8560 秋田市役所農村振興課

その他 申し込みは1家庭1通(厳守)。他人名義での申し込みは禁止。申し込み多数の場合は、3月23日(木)午前10時から、市役所山王別館中会議室で公開抽選を行います。抽選結果は4月11日(火)までに応募者全員へ郵送

記入例

<input type="checkbox"/> 010-8560 往信 農村振興課 秋田市役所 振興課所 行	ここには記入しないで下さい
--	---------------

(往信用表)

(返信用裏)

<input type="checkbox"/> 010-0000 返信 秋田市 太郎 様 秋田市 町△番△号	(例) 市民農園利用申込み ①東部・手形山地区 秋田市太郎 〒010-0000 秋田市 町△番△号
--	---

(返信用表)

(往信用裏)

詳しい放送日程は
 広報課へどうぞ
 tel(866)2034

テレビガイド

- 5分間テレビ番組**
- AAB おはよう秋田市から 月~木 午前10時30分~
 - ABS こんにちは秋田市から 火~金 午後3時50分~
土 午後3時55分~
 - AKT こんばんは秋田市から 水 午後10時54分~

3/1(水)▶3/7(火)
 市スポーツ賞~受賞者
 秋田の伝統工芸・空目銅
 ピーストークマラソン
 ~平和と国際協力

3/8(水)▶3/14(火)
 市スポーツ賞~受賞者
 郷土玩具の博覧会
 ~赤れんが郷土館企画展

15分 3/26(日)7:30~ ABSおはよう秋田市長です「新年度事業を紹介」



- エフエム秋田 秋田市マンデー555 毎週月 午後5時54分~
- ABSラジオ 秋田市今週のいちネタ 毎週火 午前10時30分~
- エフエム秋田 ふれあい情報 火~土 午前10時55分~
- エフエム橋台 午後スタ 毎週水 午後2時00分~

美短卒業・修了制作展
 3月18日開園! 大森山動物園

ネットショップセミナー

売れるネットショップの3大要素

～ネットショップの現状とその効果的な運営～

講師/楽天(株)クライアントマーケティング部・清水淳さん

いまや5兆6千億円にまで市場が拡大したネットショップ。新たな販売方法、販路として導入する企業も増えてきています。中小企業のみなさんをはじめ、初めて開設しようとするかた、興味のあるかた、ぜひご参加ください。

日時 3月16日(木)午後2時～4時
会場 市役所職員研修棟2階(消防庁舎北側)
定員 70人 **参加料** 無料

申し込み

3月10日(金)午後4時まで、ファクスまたはEメールに代表者の名前、電話番号、参加人数を書いて、商業観光課へ。
ファクス(866)2425
Eメール ro-incm@city.akita.akita.jp

問い合わせ 商業観光課tel(866)2112



食品などの直輸入品がいっぱい。

日時/3月2日(木)から9日(木)までの午前10時～午後8時(最終日は午後3時まで) 会場/大町の秋田ニューシティビル1階

問い合わせ 秋田市貿易関連産業連絡協議会事務局(港湾貿易振興課内)tel(866)2164

仁別スノーシューの集い

自然観察指導員と一緒に植物園を散策します。親子(小学3年生以上)でご参加ください。スノーシュー(西洋かんじき)、ストックは無料貸出。
日時/3月12日(日)午前10時に、仁別のザ・ブーン玄関に集合
参加料/大人500円 子ども無料
定員/30人

申し込み 太平山観光開発(株)販売促進課の高橋さんtel(827)2002

新屋図書館の映画上映会

大川橋蔵の「月形半平太」を上映します。鑑賞無料。直接会場へ。
日時/3月18日(土)午後1時開場
会場/アトリエももさだ
定員/先着100人

問い合わせ 新屋図書館

tel(828)4215

NPO礎の石孤児院講演会

世界各地に孤児院を建設し、恵まれない子どもたちを支援している、NPO礎の石孤児院の木原真理事が講演します。直接会場へどうぞ。

日時/3月7日(火)午後7時～

会場/ジョイナス 参加料/無料

問い合わせ NPO礎の石孤児院の笹沼さんtel090-9748-0522

太平山前岳登山

日時/3月19日(日) 集合場所/午前7時30分に仁別森林学習センター駐車場 参加費/500円

申し込み 秋田清掃登山連絡協議会の大山さんtel(868)3246



案内

暮らしの伝言板の配布を中止

市では、ごみの分別マニュアル「暮らしの伝言板」を2年ごとに全戸配布していましたが、分別方法に変更がないため、平成18・19年度版は作成しません。平成16・17年度版を引き続きご利用ください。平成16・17年度版は、環境部、市民課、市民相談室、土崎・新屋支所、河辺・雄和市民センター、各地域センターなどにありますので、ご希望のかたは窓口でお申し出ください。

問い合わせ 廃棄物対策課

tel(866)2943

動物園のボランティア募集

大森山動物園では、園内の案内、動物の情報提供、イベントのお手伝いなどをしてくださるボランティアを、若干名募集します。制服などは準備しますが、報酬、交通費などの支給はありません。また、ボランティア会員証を発行しますので、入園は自由にできます。

対象/4月に開催する研修講座を受講でき、土日・祝日を含む、午前10時～午後3時に出勤可能なかた

申し込み 3月17日(金)まで大森山動物園tel(828)5508

西部運動広場団体利用登録

西部運動広場(秋田西中学校グラウンド隣り)の、前期分(4月～7月)団体利用登録申請を受け付けます。

申し込み 3月3日(金)から17日(金)まで、西部公民館にある申請用紙でお申し込みを。tel(828)4217

秋田スギ内装材プレゼント

4月以降、県内に住宅を新築する予定のかたに、秋田スギ内装材(上限

を1戸あたり216,000円相当とする)をプレゼント! 乾燥秋田スギ使用についての条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

募集数/40戸(申込多数の場合は公開抽選) 申込期限/3月22日(水)

問い合わせ あきた県産材利用センターtel(837)8095、秋田地域振興局森づくり推進課tel(860)3381

土崎港中央通り商店会のホームページが完成

お店の紹介、セール情報、地域のイベントなどの情報をいち早く発信しています。アクセスしてね!

http://www.tsuchizaki-cs.com/

問い合わせ 商業観光課

tel(866)2112

無料相談へどうぞ

出張ふれあい福祉相談 心配事、家庭のことなどに電話と面接で相談に応じます。

河辺地域 3月8日(水)午前10時～午後3時、河辺総合福祉交流センターで。相談電話tel(881)1205

雄和地域 3月22日(水)午前10時～午後3時、雄和ふれあいプラザで。

相談電話tel(886)5071

ふれあい無料法律相談 法律、相続などの相談に、三浦清弁護士が応じます。日時/3月20日(月)午前10時～正午 会場/市老人福祉センター 定員/先着6人

申し込み 3月6日(月)午前9時から電話でのみ受け付けます。市社福協ふれあい福祉相談センター

tel(863)6006

無料調停相談会 家庭内の問題、土地・建物のめめごと、消費者金融問題、交通事故の相談に応じます。直接会場へどうぞ。日時/3月10日(金)午前10時～午後3時 会場/秋田簡易裁判所(山王七丁目1-1)

問い合わせ 秋田調停協会

tel(824)3121

情報チャンネルa

手を伸ばす延長線の上に春 ヒサト



講座

西部公民館のIT講習

会場は西部公民館。受講無料。定員各10人(応募多数の場合は抽選)。

はじめてのワード 3月15日(水)・16日(木)・17日(金)・20日(月)・22日(水)・24日(金)の午後7時～9時

はじめてのインターネット&メール マウス操作ができるかたが対象です。3月18日(土)午前9時～午後4時

申し込み 往復はがきに、講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、3月8日(水)まで
〒010-1631秋田市新屋元町15-14 西部公民館tel(828)4217

北部公民館のパソコン講座

パソコンの基礎。初心者が対象です。日時/3月14日(火)・15日(水)・16日(木)午後1時～4時 会場/北部公民館 資料代/800円 定員/10人(応募多数の場合は抽選)

申し込み 往復はがきに、講座名、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、3月8日(水)まで、〒010-0146 秋田市下新城野字前谷地263 北部公民館tel(873)4839

女性学習センターの講座

会場はサンパル秋田。申し込みは、3月2日(木)午前9時から女性学習センターtel(824)7764

メディア・スタディ ～新聞を通して学ぶ 3月14日(火)午後1時30分～3時。受講無料。先着30人。託児あり **お話サロン ～日報の家と女性** 3月16日(木)午後1時30分～3時30分。受講無料。先着20人。託児あり **お話サロン ～新聞切り抜きからみえてきたもの** 3月23日(木)午後1時30分～3時。受講無料。先着20人

再就職準備IT講習10～初めての文書作成(ワード) 再就職準備中で、マウス操作ができ、2日間受講可能なかたが対象です。3月16日(木)・23日(木)午後1時30分～4時30分。テキスト代530円。定員10人(応募多数の場合は抽選)。申し込みは、往復はがきに、講座名、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を書いて、3月8日(水)(消印有効)まで、〒010-0921大町二丁目3-27秋田ニューシティビル5階 女性学習センター

講演とパネルディスカッション

テーマは「私たちの環境～地球から地域へ、地域から地球へ」。無料。日時/3月11日(土)午後1時～4時 会場/県生涯学習センター4階
申し込み・問い合わせ 秋田県国際交流をすすめる女性の会の見上さんtel(835)4693、菅原さんtel(835)2708

子ども将棋教室

幼稚園児、小中学生が対象です。日時/毎週土曜日の午後1時～4時 会場/八橋道場(八橋本町六丁目) 定員/先着10人
申し込み 八橋道場の佐藤さん tel(823)2372

南消防署の救命講習会

救急車が来るまでの応急手当。日時/3月18日(土)午前9時～正午 会場/秋田南消防署 受講料/無料 定員/先着10人
申し込み 秋田南消防署 tel(839)9551

テルサ3月の料理教室

御所野の秋田テルサで開きます。時間/午前10時～午後1時 参加料/各1,700円 定員/各24人(は15人)
ホワイトデー・手作りクッキー=4日(土) 体にやさしい中華料理=15日(水)

肉3種を使った料理=22日(水)
絵巻&手まり寿司=24日(金)
春を感じるレシピ=29日(水)
手軽に作るイタリアン=31日(金)
申し込み 3月2日(木)午前10時から秋田テルサtel(826)1800



催し物

ALVE de ヨルカイギ

テーマは「未来をチラリ いつか親になるきみへ」。市立病院の助産師佐藤りつ子さんをゲストに迎え、いのちの大切さの視点から、結婚や出産、結婚観などを語り合います。日時/3月10日(金)午後7時～9時 会場/アルヴェ4階和室
参加費/無料 定員/20人
申し込み 3月8日(水)まで、市民交流サロンtel(887)5312

市民参加のまちづくりフォーラム

「みんなでみんなのまちを造りたい、育てたい、守りたい」をテーマに、講演や事例発表、意見交換。日時/3月8日(水)午後6時30分～8時30分 会場/アルヴェ2階多目的ホール 参加料/無料
申し込み 3月4日(土)まで、まちづくり整備室tel(866)2156

市民文化講演会

「私が出会った元気印な人たち」と題し、元アナウンサーの依本悟さんが講演します。参加無料。日時/3月11日(土)午前10時～11時30分 会場/南部公民館
申し込み 南部公民館 tel(832)2457

秋田貿易フェア

秋田港を利用して輸入された商品の展示・販売。家具、ガーデニング用品、雑貨、アクセサリ、布製品、

●入賞作品30点を展示中!

3月31日(金)まで 午前10時~午後7時
セリオンギャラリー(3階展望室)

展覧料金 大人400円 中・高生300円 小学生200円



グランプリ「春爛漫」五十嵐幸二さん(にかほ市)

セリオンフォトコンテスト 心の和む風景

昨年9月から12月まで募集した「第9回セリオンフォトコンテスト」には192点の応募があり、このほど30点の入賞作品が決まりました。グランプリ、金賞の作品をご紹介します。

ポート秋田(株)tel(857)3381

金賞『式』はじまる頃
武田欽八郎さん(秋田市)



金賞「露宿」
夏井義一さん
(潟上市)